

「介護施設を選ぶ時のポイント」 入門講座 第1回

介護施設アドバイザー 金丸 直人

今回から4回シリーズで介護施設を選ぶ際のポイントをご紹介します。

私は、看護師として病院勤務を12年経験し、介護の業界に飛び込んで8年になります。現在、ご家族や患者様、病院のケースワーカー様、ケアマネさん等含め1000件以上の施設見学対応やご相談をお受けしております。その経験をもとに、特に難病患者様が介護施設を選ぶ際のポイントについてお話します。今回は施設選びで忘れてはいけない最初の2大ポイントをご紹介します。

【ポイント①. 状態は急に变化することを忘れない！！】

施設見学の対応をされていて気づいたことがあります。6割の方が、両親や祖父母の入院をきっかけに施設探しを始められるということです。現在の急性期病院の平均入院日数は13日前後です。つまり、この13日前後で退院時期を告げられることが多いのです。言い換えれば、入院したその日から介護が一時落ち着くのではなく、退院後のことをただちに考え始めなくてはならないということなのです。

ご相談に来られた方からは、「2カ月は病院で見てくれる」「いったん療養型や回復期に転院する」といったお話を伺います。しかし、退院までの時間は意外と短く、施設をしっかりと探す余裕はなかなかありません。1つ目のポイントは「**施設入居を考えている場合は、要介護者の病状が悪化する前に施設見学をし、目星をつけておくこと**」です。

【ポイント②：施設形態を知る！！】

介護保険施設	特別養護老人ホーム	要介護3以上 医療依存度の高い方は入居しづらい
	介護老人保健施設	要介護1以上 在宅復帰を目指す
	介護療養型医療施設	要介護1以上
福祉施設	ケアハウス(経費老人ホーム)	自立～中度 身寄りが無い、または、家庭環境や経済状況などの理由
	養護老人ホーム	自立～中度 環境的、経済的な理由がある方
有料老人ホーム	介護付き有料老人ホーム	自立～要介護5
	住宅型有料老人ホーム	自立～要介護5
	健康型有料老人ホーム	自立
その他	サービス付き高齢者向け住宅	自立～要介護5
	グループホーム	要支援2以上 認知症の診断がある方のみ
	小規模多機能型居宅介護	要支援1以上

【 ポイント②：施設の特徴と強みを知る！！ 】

強みの種類	施設としての強みの内容	確認事項
余暇 レクリエーション	レクリエーションや楽しみ、外出、旅行等を強みにしている施設	レクリエーションの回数や内容を確認。 ボランティアの活用状況
医療体制	看護師が24時間常駐し、様々な医療行為に対応できる施設	日中のみか、24時間常駐か、もしくは24時間オンコールの状況か
リハビリ体制	リハビリ職員が個別の計画に基づいてリハビリを実施している施設	リハビリ職員のリハビリか、もしくは介護士による機能訓練か。
緩和ケア	身体的・精神的な苦痛を緩和できる体制の整っている施設	基本的に看護師24時間常駐させ、薬剤、酸素等の管理ができることが必須。
食事	病気や状態に合わせた食事形態が対応可能で、見た目にも味にも自信のある施設。楽しい演出のある行事食	常食から、一口大、キザミ食、ソフト食まで対応できるのか。ソフト食ができる施設はまだまだ少ない。
介護体制	全員が有資格者で、専門的な教育を受けている施設。	有資格者の割合の確認。介護士の平均在職年数。
認知症ケア	認知症ケアを専門としている施設	認知症ケア専門士の資格を持っている職員数の確認。認知症教育の状況。
施設のハード面 快適空間	施設全体や居室の空間が快適な施設 コンシェルジュがいる施設	ドアの形状や床材、壁紙の見た目。入浴が寝たきりまで可能か。庭やバルコニー、緑のある環境かどうか。

ポイント①で施設の目星をつけるとは言いましたが、一人一人に合った施設は十人十色です。何を基準に探すのか。愛知県には様々な形態の施設があり、全体で約2000件程度の介護施設があります。施設選びは行き当たりばったりでは危険です。

現在の状況及び今後予想される状況を考慮した施設の選択をしないと、住み替えという問題が発生しますし、「こんなはずじゃなかった」ということになります。住み替えとなれば労力だけでなく、事務手数料や敷金等が余分にかかります。入居する方や家族が、上記の表の中でどの施設の形態・特徴・強みを選択するかによって施設探しは違ってきます。実際のところ、すべての強みがそろった施設を探すことは難しいといえます。

難病の方は、特に今後の病状の経過を十分に考えていく必要があります。難病の方に多い、痰の吸引や経管栄養、点滴、酸素管理等の医療行為が施設でできるのか、緩和ケア（身体・精神）を行ってくれるのか、最期の時まで施設でケアしてくれるか、難病の方を介護できる介護士がいるのか等を考慮した施設の選択が必要となります。

2つ目の重要なポイントは、難病の方への安全な医療・介護行為が提供できるかということに加え、「施設選びで譲れない施設のポイントを2つから3つに絞る」ということです。譲れないポイントを決めることは、後々後悔しない施設選びのコツになります。見学に行った施設で譲れないポイントが提供されるのであれば、入居にむけてまず第一歩目の話を進めましょう。

ただし、気に入った施設が見つかったとしても、最後は何といても利用料金がカギとなります。第2回目は、一般的にはあまり知られていない入居前・入居後に施設でかかる費用に関してのポイントについてお話をします。

「介護施設を選ぶ時のポイント」 入門講座 第2回

株式会社 KANWA PLUS (カンワ プラス)

代表取締役 (施設アドバイザー) 金丸 直人

皆さんこんにちは。介護施設を選ぶポイント、今回で2回目となります。

今回は介護施設でかかる費用(お金)のお話を進めます。金額に関しては高級な老人ホームを除外し、一般的な金額を掲載させていただきます。

【 利用料金一覧 】

1	利用料金内容	金額相場	備考
2	入居金	0円～2000万円	中には1億円のところもあります。償却期間は、有料老人ホーム・介護施設・年齢によって違います→2年～8年(一般的には5年が多い)
3	事務手数料	0～300,000円	戻りがない金額になります。
4	敷金	家賃の0ヶ月～6ヶ月分	退去時の原状回復に利用します。原状回復であれば返金となります。不足すれば追加金あり
5	家賃	35,000～200,000円	居室の広さ、設備により大きな違いあり。
6	共益費・管理費 水道光熱費	15,000円～50,000円	介護施設のサービスや施設の管理の為に、毎月必要な費用です。
7	食費	23,000～80,000円	基本1食ごとで計算されます。食事形態で金額が違ふことがあります。
8	食事関連(食費以外) ★	0～10,000円	介護用スプーン、とろみ材、栄養補助食品、OS1や電解質飲料
9	生活サポート費	15,000～50,000円	保険で不足するサービスの実費分です。
10	洗濯費	0～3,000円	家族・施設・外注など様々。
11	おむつ費用	0～20,000円	持ち込み可・不可、施設負担等施設により違いあり。
12	医療物品 ★	0～5,000円	吸引機レンタル、吸引チューブ、アルコール綿、消毒、ガーゼ、テープ、点滴棒、経腸栄養用のポンプ等使用時。施設により違い大きいです。
13	介護物品 ★	0～3,000円	ポータブルトイレ、センサーマット、杖、介護靴等。介護保険でレンタルしない物。
14	リネン費	0～3,000円	完全持ち込みから完全レンタル等違いあり。
15	介護保険1.2割負担	1又は2割負担	各自の負担割合証の割合を負担します。 福祉用具、訪問看護、訪問介護、デイサービス等で利用。 特養や老健、特定施設、グループホームは1ヶ月同固定の要介護別負担

16★	医療保険訪問看護費	1割～3割負担	医療保険訪問看護利用時。急性憎悪時又厚生労働大臣が定める疾患の場合等。
17	往診代 (医療保険)	0～3割負担	基本2回/月の往診代 福祉給付金制度、医療証、特定疾患受給者証等で減額制度あり。
18★	訪問マッサージ費 (医療保険)	0～3割負担	希望回数によって費用が違います。福祉給付金制度、医療証等により減額あり。
19	薬剤代	0～3割負担	
20★	居宅管理指導料 (介護保険)		介護保険で請求。介護保険限度額外です。往診、薬局、栄養士、歯科衛生士、訪問看護師で回数により費用も違います。
21	理美容費	1,500～5,000円	サービスにより違いあり。
22★	介護タクシー	0～10,000円	病院受診等で利用します。距離及びタクシー種類で費用が違います。
23★	レクリエーション費	0～3,000円	日帰り旅行や施設内レクリエーションで別途請求されることもあります。
24	入居時準備物 家具・家電等	必要時	タンスやテレビ、洗濯機、ソファや机など持ち込みが必要なことあり。
25	雑費	0～3,000円	お小遣い、趣味、交通費、電話代等

【 施設形態で違う月額費用 】

介護施設形態	月額費用目安 (一般的に)	備考
特別養護老人ホーム	50,000円～130,000円	居室タイプで料金が違います。 市民税で負担段階が決定。
介護老人保健施設	80,000円～150,000円	
住宅型有料老人ホーム 介護付き有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	夜間看護師常駐なし 10,000円～250,000円	24時間看護師常駐 150,000円～400,000円
ケアハウス	70,000円～200,000円	
経費老人ホーム	A型：60,000円～170,000円	B型：30,000円～40,000円
グループホーム 小規模多機能型居宅介護	120,000円～250,000円	

上記のように介護施設に入居するには様々なお金がかかります。特に説明が少ない部分には

「★マーク」をつけさせていただきました。介護施設を見学する際に、かかる費用の内容を知って見学するのとしめないのでは、後になって「何でこんなにかかるの」と言うことは避けられます。

施設でかかる費用だけでなく、外部への支払いも含めての入居費用です。もれなく全ての費用を聞くことで、無駄な住み替えを防ぐことができます。また、施設への入居者以外のご家族の生活費も合わせて考えていくことが重要です。ご家族の生活が疲弊しては継続はできません。

愛知県では2000もの介護施設があります。どこの介護施設に見学行けばいいのか、どんなサービスで、どのくらいお金がかかるのか分からないなど、ご不安な時は是非私どもご活用ください。ご希望に沿う介護施設を探し、ご提案と見学予約、見学対応と一緒にさせていただきます。

次回、第3回目は知っているようで知らない、助成制度のご紹介となります。お楽しみに！！

「介護施設を選ぶ時のポイント」 入門講座 第3回

～ 助成制度と介護施設の選択 障害者と税について編 ～

株式会社 KANWA PLUS (カンワ プラス)
代表取締役 (施設アドバイザー) 金丸 直人

皆さんこんにちは。介護施設を選ぶポイント、今回で3回目となります。前回は施設入居にまつわるお金のお話をさせて頂きました。今回は助成制度に関してのお話を進めます。様々な助成制度がある中で、皆さんはどれだけの助成制度をご存知でしょうか。

国や県単位、市町村単位での独自の助成制度様々な制度があります。入所施設によっては助成制度が活用できる、活用できないがあります。助成制度の最大限の活用と個々の状態と加味して施設選びを考えてみましょう。今回は主に障害者と税に関してのお話を進めていきます。

【障害者と税】

①障害者本人が受けられる特例

【所得税の障害者控除】

納税者本人が障害者である時には、障害者控除として 27 万円（特別障害者のときには 40 万円）が所得金額から差し引かれます。

【相続税の障害者控除】

相続人が障害者であるときには、85 歳に達するまでの年数 1 年につき 10 万円（特別障害者のときは 20 万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

【心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税】

地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。

この給付金を受けられる権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

【少額貯金の利子等の非課税】

身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）及び児童扶養手当を受けている方（児童の母）が受け取る一定の貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受け取ることができます。

マル優、特別マル優を利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに次に掲げる書類を提示して確認を受ける必要があります。

◇非課税となる貯金等及び必要な書類確認

非課税制度を利用できる方	預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額	必要な確認書類
障害者	銀行などの預貯金、貸付 信託、公社債、公社債投資 信託など	350万円	①手帳・証明書等 ②マイナンバーカード等
遺族基礎年金・寡婦年金 などを受けている方(妻)	(マル優)		①証明書 ②妻であることを証する 書類 ③マイナンバーカード等
児童扶養手当を受けている 方(児童の母)	利付国債・公募地方債 (特別マル優)	350万円	①証明書 ②母であることを証する 書類 ③マイナンバーカード等

◇障害者本人が受けられる特例

特例の区分	障害者	特別障害者
所得税の障害者控除	27万円を控除	40万円を控除
相続税の障害者控除	障害者が85歳に達するまでの年数 1年につき10万円を控除	障害者が85歳に達するまでの年数 1年につき20万円を控除
贈与税の非課税	精神に障害がある方については、信託 受益権の価値のうち3000万円ま で→非課税	精神に障害がある方については、信託 受益権の価値のうち6,000万円まで→ 非課税
心身障害者扶養共済制度に 基づく給付金の非課税	給付金→非課税(所得税) 相続や贈与による給付金を受ける権利の取得→非課税(相続税・贈与税)	
少額貯蓄の利子等の非課税	350万円までの預貯金等の利子等→非課税(所得税)	

①障害者を扶養している方が受けられる特例

【所得税の障害者控除】

控除対象配偶者又は扶養親族が障害者のときは、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、障害者控除として1人当たり75万円が所得金額から差し引かれます。

◇障害者である親族を扶養している方が受けられる障害者控除

区分	控除額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者	75万円

「介護施設を選ぶ時のポイント」 入門講座 第4回

～ 助成制度編 ～

株式会社 KANWA PLUS (カンワ プラス)

取締役 (施設アドバイザー) 金丸 直人

皆さん、こんにちは。介護施設を選ぶポイント、今回で最終の4回目となります。前回は障害者と税にまつわるお金のお話をさせて頂きました。今回は助成制度に関してのお話を進めます。ご見学の対応をしていると助成制度を知らない、受けていない方がかなりの割合でいます。知っているか、知らないかで大きな差が出てきます。是非この機会に少しでも助成制度を知り、施設探しに役立ててください。

障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳 (知的障害者用)、精神障害者保健福祉手帳といった、障害を有する人に対して発行される手帳です。寝たきりで四肢の拘縮等が強い方や座位保持ができない方、認知症が強く生活が介助なしでは難しい方など様々なケースで取得できます。
障害者医療費助成制度	病院などで受診するときに、健康保険証とともに「(障)医療証」を窓口に提出すると、医療費(保険診療分)の自己負担額が助成され、無料の取り扱いとなります。 <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳 1級から3級(ただし、じん臓機能障害の方は1級から4級、進行性筋萎縮症の方は1級から6級)をお持ちの方・精神障害者保健福祉手帳 1級から2級をお持ちの方・知能指数が50以下と判定された方・医師に自閉症状群と診断された方・特定医療費受給者証(指定難病)をお持ちで、日常生活が著しい制限を受けると医師に証明された方
特別障害者手当 (国・県・市)	規定項目に該当し、20歳以上の障害者(施設入所者及び長期入院者を除く。)に手当が支給されます。手当は、年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて支給されます。 手当額 <国制度> 月26,810円(県の上乗せ別途あり)
在宅重度障害者手当	規定項目に該当し、在宅の障害者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者及び3か月以上入院している方は除きます。 手当は、年3回(4月、8月、12月)に分けて支給されます。
特定疾患医療受給者証	厚生労働大臣が指定した330疾病が医療助成対象となっており、疾病ごとに認定基準(個々の指定難病の特性に応じて、日常生活又は社会生活に支障があると認められる程度)が定められています。 <医療保険> 診察、薬剤の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 <介護保険> 訪問看護、訪問リハビリテーション(医療機関が実施するものに限る。)、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション

	ョン（医療機関が実施するものに限る。） 、介護予防居宅療養管理指導
名古屋市福祉給付金支給制度	<p>病院などの窓口で福祉給付金資格者証を提出すると、一部負担金が助成され、無料の取り扱いとなります（食事療養標準負担額・生活療養費標準負担額、保険診療の対象にならないものなどは助成されません）。</p> <p>市内に住所を有する（平成 24 年 7 月 9 日以降は、外国人の方についても住民登録されている）後期高齢者医療の被保険者または 70 歳以上の方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者医療費助成制度の障害要件、所得要件を満たす方 ・ ひとり親家庭等医療費助成制度のひとり親要件、所得要件を満たす方 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条に該当する方（措置入院患者） ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条及び第 20 条の規定により入院した結核患者 ・ ねたきりまたは重度・中度の認知症が 3 か月以上継続している方で、本人の所得が一定の範囲の方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定の範囲の方
医療費控除制度	1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に、支払った医療費が 10 万円を超えた場合、支払った金額から 10 万円又は所得金額の 5%のどちらか少ない方を引いたものが控除されます。申請先は税務署で、確定申告をする必要があります。
高額療養費制度	1 か月（月初めから終わりまで）に、病院や薬局など医療機関で払ったお金が一定額を超えた場合、超えた分の払い戻しがあります。
高額医療・高額介護合算療養費制度	1 年間の介護サービス費と医療費を合算し、所得に合わせて上限より超えた分が払い戻されます。
高額介護サービス費	介護保険の自己負担金が、所得によって決められた上限を超えた時点で申請すれば、超えた分が払い戻されます。
経過的福祉手当	規定項目に該当し、20 歳以上の障害者（施設入所者を除く。）で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。手当は、年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）に分けて支給されます。
特別障害給付金	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方で、障害基礎年金 1 級又は 2 級に該当する方に給付金が支給されます。
障害補償給付・障害給付	労働者災害補償保険において、業務または通勤による負傷や疾病が治ったときに、身体に一定の障害が残った方に、障害補償給付（業務災害の場合）または障害給付（通勤災害の場合）が支給されます。 ※詳細は、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。
障害基礎年金	国民年金（厚生年金や共済年金を含む。）に加入している期間中などに障害者となった方に年金が支給されます。
障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中にある疾病や負傷により一定の障害の状態となった方に年金が支給されます。

